#### 資料 12-1-1

# 信託業の担い手及び信託サービスの窓口の類型

信託会社

| 運用型 | 管理型 | 運用型外国 | 管理型外国 | 信託会社 | 信託会社 | 信託会社 | 信託会社 | 信託会社 | 6託会社 | 6託会社 | 6託会社 | 6託会社 | 6 元更新)

外国信託業者(外国の法令に準拠 して外国において信託業を営む者) のうち、信託業法による、免許、登 録を受けた者。 「信託会社」規制の対象外

同一会社集団信託 (特定信託業者)

届出

委託者、受託者及び受益者が 同一の会社集団(子会社)に 属する信託の引受け。 上記を確認するため、特に必 な場合、報告徴求、立入検査 可。 「信託会社」規制の一部 適用あり

特定大学技術移転事業 承認事業者(承認 TL0)

登 録

(更新制度なし)

委託者への説明責任、自己取引 制限等の行為規制について適用 あり。

信託契約代理業

信託受益権販売業

登 録 (更新制度なし)

登録 (3年毎に更新)

信託会社は登録を行えば、信託契約代理業、信託受益権販売業 を営むこと可(ただし、運用型信託会社・運用型外国信託会社 は、信託受益権販売業について、登録を受けずに営むこと可。)。

# 信託会社等に関する総合的な監督指針の概要

## ◎ 免許・登録審査の具体的基準

信託業法(以下「法」という。)に基づく免許・登録の審査に当たっての具体的な判断 基準を規定。ただし、申請者が行おうとする業務の規模・特性に応じて個別に判断する ことに留意。

## 信託会社(承認TLOを含む。)、外国信託会社

- 〇 「業務方法書の規定が法令に適合し、かつ、信託業務を適正に遂行するために十分 なものであること」(法5条1項1号等)の判断基準
  - ⇒ 法令に規定する業務方法書の記載項目(信託財産の分別管理の方法、信託業務の 実施体制 等)ごとに、当局が確認すべき事項を規定。確認を通じて、申請者が信 託業務の内容に応じた適正な業務運営が可能か否かを審査
- 〇 「人的構成に照らして、信託業務を的確に遂行することができる知識及び経験を有 し、かつ、十分な社会的信用を有していること」(法5条1項3号等)の判断基準
  - ➤ 信託業務に3年以上携わった経験者、受託する財産の管理・処分業務に3年以上 携わった経験者等が確保されていること。なお、承認 TL0 については、特定大学技 術移転事業の実施に関する計画の承認時に技術移転に関する専門的知識、能力を有 する者の確保状況が審査されていることから、受託する財産の管理・処分業務の経 験者の確保状況の確認は不要。
  - ▶ 運用型信託会社については、次の事項についても審査
    - 業務運営体制、業務管理体制が整備されていること
    - ・ 信託財産の分別管理、信託契約締結の勧誘・信託契約の内容の明確化等に関して業務の執行方法を定めた社内規則等が整備され、当該社内規則等が顧客保護の 観点から十分な内容であること

#### 信託契約代理店、信託受益権販売業者

- 〇 「業務を的確に遂行するための必要な体制が整備されていること」(法 70 条 3 号等) の判断基準
  - ▶ 業務方法書において、業務の実施体制、法令等を遵守した営業を行うための実効 的方策等が記載され、業務の内容に応じた適正な業務運営が可能であること
  - ➤ 信託契約代理店については信託業務又は信託契約代理業務の有識者等、信託受益権販売業者については信託業務、信託受益権販売業務又は有価証券販売業務の有識者等が確保されていること
  - ※ 信託契約代理店の登録については、所属信託会社(所属信託兼営金融機関を含む。) による代理申請が可能である旨を規定。

## ◎ 監督に当たっての留意事項

- ▶ 法令、監督指針に規定する免許・登録申請の際の審査基準を満たし、法令等を遵守 した適切な業務運営が行われているかをチェック
- ➤ 信託会社が信託契約代理店との間で信託契約代理業に係る委託契約を締結する場合には、当該代理店の業務遂行能力等を審査しているか、信託契約代理店に対して定期的に監査を実施しているかについてもチェック
- ⇒ 業務の適切性、健全性に疑義が生じた場合には、法 42 条、43 条等に基づく報告徴求、業務改善命令を行う。

## ☆ 管理型信託業の具体的な判断基準

- 〇 管理型信託業に該当する「信託財産につき保存行為又は財産の性質を変えない範囲 内の利用行為若しくは改良行為のみが行われる信託」(法2条2項)の具体的内容
- ▶「保存行為」・・・・財産の現状を維持するために必要な行為
  - (例) 配当、利息の受取り等財産権からの予定された収益を収受する行為
- ▶「利用行為」···・財産の通常の用法により収益を得ることを図る行為
  - (例) 信託財産の管理又は処分により生じた金銭を普通預貯金により管理する行為
- ▶「改良行為」・・・・財産の価値を増加させる行為
  - (例)無利息債権を利息付債権に変更する行為

## ☆ 信託業務の委託の判断基準

○ 法22条1項に規定する「信託業務の一部の委託」に該当するか否かは、第三者が行う業務の内容及び個々の信託財産の管理又は処分の状況等に照らして、当該第三者が信託財産の管理又は処分に関する裁量を有すると認められるかどうかに照らして判断。

(委託に該当する例) ➤ 第三者が信託財産を保管する場合

- 第三者が金銭の運用に関する権限を有する場合
- 第三者が金銭債権の回収を行う場合

#### ◎ 信託兼営金融機関の監督関係

(「事務ガイドライン第一分冊:預金取扱い金融機関関係」より移管)

・ 兼営認可の審査の具体的基準

運用型信託会社と同様。なお、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)の趣旨に鑑み、同法1条1項各号に掲げる業務(併営業務)のみを行うことは認められていないことに留意。

- 信託業務のみを営む支店 (兼営法施行規則 31 条 2 項 1 号) に係る留意事項
  - → 銀行業を営まないことにより顧客利便に支障が生じないよう、取り扱う業務内容の実効的な周知を行う必要があること
  - ▶ 併営業務のみを行うことはできないこと
  - ★ 兼営法施行令3条各号に掲げる業務(不動産業務等)を行うことができる信託銀行であっても、当該業務は取り扱えないこと
- 監督に当たっての留意事項、信託業務の委託の判断基準は、運用型信託会社と同様

# 信託会社等の新規参入状況

平成17年6月30日現在

	免 許・登 録 件 数											
	計	関東	近畿	北海道	東北	東海	北陸	中国	四国	九州	福岡	沖縄
運用型信託会社(免許制)	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運用型外国信託会社(免許制) (注)	0											
管理型信託会社(登録制)	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管理型外国信託会社(登録制)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
グループ企業内信託の受託者	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
承認TLO(登録制)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
信託契約代理店(登録制)	179	55	25	4	17	28	9	11	9	12	7	2
うち 登録簿に登載したみなし信 託契約代理店	177	54	24	4	17	28	9	11	9	12	7	2
信託受益権販売業者(登録制)	237	186	23	3	1	17	0	1	0	0	6	0

(注) 運用型外国信託会社の免許は金融庁直轄